

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県国東市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 ※平成28年1月1日以降の寄附に係る特例申請について、申請書等への個人番号の記載が必要となる。
③システムの名称	マイナンバー管理システム（レジホーム）による管理
2. 特定個人情報ファイル名	
申告特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表 第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	観光・地域産業創造課 ふるさと納税推進係
②所属長の役職名	観光・地域産業創造課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	観光・地域産業創造課 ふるさと納税推進係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、次のような対策を講じている。 ・申請書の審査、データ入力は複数人で確認しながら行っている。 ・申請書や電子媒体は施錠できる書棚で保管している。 ・書類を廃棄する場合は裁断するなど復元できない方法を取り、データを廃棄する場合は委託先に廃棄報告書の提出を求めている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[特に力を入れて行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

申請書や電子媒体は施錠できる書棚で保管している。

データに関しては、ワンストップ特例申請管理システムへのアクセスが可能な職員は、個別アカウントとパスワードによる認証によって限定することでアクセス権限の適切な管理を行い、また、パスワードを定期的に変更することで不正アクセスを防いでいる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 3個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第16項	番号法第9条 別表 第24項	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	活力創生課 ふるさと納税推進係	観光・地域産業創造課 ふるさと納税推進係	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	活力創生課長	観光・地域産業創造課長	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	活力創生課 ふるさと納税推進係	観光・地域産業創造課 ふるさと納税推進係	事後	
令和6年12月20日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和5年7月31日時点	令和6年7月31日時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和6年12月20日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業 判断の根拠		人手が介在する局面ごとに、次のような対策を講じている。 ・申請書の審査、データ入力は複数人で確認しながら行っている。 ・申請書や電子媒体は施錠できる書棚で保管している。 ・書類を廃棄する場合は裁断するなど復元できない方法を取り、データを廃棄する場合は委託先に廃棄報告書の提出を求めている。	事後	
令和6年12月20日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 優先度高		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和6年12月20日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	
令和6年12月20日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		申請書や電子媒体は施錠できる書棚で保管している。データに関しては、ワンストップ特例申請管理システムへのアクセスが可能な職員は、個別アカウントとパスワードによる認証によって限定することでアクセス権限の適切な管理を行い、また、パスワードを定期的に変更することで不正アクセスを防いでいる。	事後	